

令和7年度やんばる国立公園（やんばる学びの森）利活用計画策定業務の 概要及び企画書作成事項

1 業務の目的

環境省では、国立公園のブランド力を高め、上質なツーリズムを実現し、保護と利用の好循環により地域活性化を図ることを目指し、国立公園満喫プロジェクトを推進している。

インバウンドが急速に回復する中、観光立国推進基本計画も踏まえ、国立公園の美しい自然の中での感動体験を柱とした滞在型・高付加価値観光を推進するため、2023年6月に「宿舎事業を中心とした国立公園利用拠点の面的魅力向上に向けた取組方針」(https://www.env.go.jp/press/press_01807.html)を策定した。これを踏まえ、滞在体験の魅力向上先端モデル事業の対象公園を選定し、国立公園ならではの感動体験を提供する宿泊施設を中心とした面的魅力向上に関する具体の取組を実施することとした。

2023年8月には、やんばる国立公園を対象公園の一つに選定し、「令和5年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」及び「令和6年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」において、「やんばる国立公園における滞在体験の魅力向上に向けた基本構想（案）」（以下、「基本構想」という。）を取りまとめたところである。

基本構想においては、国頭村の利用拠点「環境教育センターやんばる学びの森」（以下、「学びの森」という。）を、令和7年度から宿泊施設等の誘致を含む高付加価値化の取組に着手する利用拠点として選定したところである。

本業務では、基本構想に基づいて、地域内外の幅広い民間事業者からの提案を積極的に取り入れながら、やんばる国立公園の滞在体験の魅力向上を目指している。そのために、学びの森を中心としたやんばる3村（国頭村・東村・大宜味村）の面的な連携及び地域関係者との丁寧な対話等を通じて、学びの森の魅力や価値、その体験方法等の明確化、学びの森の課題等を踏まえ、高付加価値化へ向けて必要と考えられる機能・施設配置等の検討、民間事業者の参入条件等の調整及び滞在体験の魅力向上へ向けた地域全体での推進枠組みの構築検討を行い、総合的な利活用計画を策定するものである。

2 業務の骨子

以下の各項目の実施にあたっては、請負者は、沖縄奄美自然環境事務所及びやんばる自然保護官事務所担当官（以下、「環境省担当官」という。）との定期的かつこまめな打合せ等により、緊密な連絡調整・進捗報告を行い、内容の確認を行いながら進めること。また、打合せ後は速やかに打合せ記録を作成し、環境省担当官に提出すること。

(1) 学びの森における望ましい体験の提供に必要な事項の整理

利活用計画の検討に当たって、学びの森の現状及び課題を整理するとともに、利活用計画の基本理念となるような学びの森「ならではの」の魅力・価値を整理し、それを実感できるような望ましい体験のあり方を整理した上で、望ましい体験の提供に必要な機能の抽出や新たに導入すべき事業の検討を行うこと。

さらに、必要な機能や導入すべき事業に関し、土地利用や施設整備、民間事業者の参入等に関連する各種の与条件や、民間事業者及び自治体が活用可能な補助金等について情報収集・整理する。

(2) 学びの森において導入すべき事業等の検討

(1) をもとに、学びの森の特性等を踏まえた望ましい事業のあり方や、今後積極的に導入すべき民間事業の機能や施設等について検討を行い、民間提案の募集・取り入れ（現地見学への招聘を含む）に向けた資料や企画案を作成すること。

(3) 学びの森利活用計画（案）の検討

学びの森地区（周辺を含む）における今後の土地利用ゾーニング、誘致すべき事業者の考え方、推進すべき施設整備・体験コンテンツの内容、公園利用者への情報・サービス提供及び公園利用から得られる利益を保護に再投資する仕組み等に関する利活用計画（案）を検討する。利活用計画（案）にはイメージ図や絵図等も積極的に盛り込み、学びの森の将来像を地域で共有しやすいものとなるよう留意すること。

利活用計画には、他の利用拠点（福地ダム地区、塩屋湾・結の浜地区）や、その他の利用機能との連携方策も含めること。

利活用計画（案）の検討にあたっては、地元自治体を中心に構成するやんばる国立公園地域連絡会作業部会において主要な検討を進めることとし、詳細な検討はWG等を新たに設置して行う。WG等には必要に応じて有識者を招聘し、地域関係者等との意見交換やヒアリングを実施すること。

また、別途発注予定の「令和7年度やんばる国立公園インタープリテーション全体計画策定業務」とも連携して進めること。

(4) 民間提案の募集

(2) を踏まえ、(3) で行う利活用計画の検討に係る地域内外からの幅広い民間提案募集（現地見学への招聘を含む）を行い、(3) の利活用計画（案）に反映する。必要に応じ、再度、(1) (2) の再検討を行う。

民間提案に当たっては、宿泊施設・キャンプ場・公園・リゾート施設等に関する企画・開発・運営事業者等、アウトドア関連事業者、アクティビティ事業者、交通事業者、観光協会、地方銀行等の金融機関、地域内外の幅広い業種の民間事業者・団体等、本事業への参画を希望する者に対し、可能な限り学びの森の現地見学に招聘して説明を行った上で提案を募集すること。

(5) 推進実施体制の検討

(3) の内容を着実に実行できる推進実施体制の構築に向けて、地域関係者等との対話や先進事例調査等を通じて、本地域に適切と考えられる推進体制の検討を行う。

なお、学びの森に限らず、基本構想の対象であるやんばる3村（国頭村・東村・

大宜味村) 全体における取組の推進体制について検討すること。

(6) 報告書の作成

本業務の結果を、業務履行期限の3週間程度前までに報告書原案として取りまとめ、環境省担当官の確認を受けた上で、業務履行期限までに最終成果物として提出する。報告書には利活用計画(案)を含むこと。

3 履行期限

令和8年3月27日(金)まで

4 成果物

紙媒体: 報告書 5部(A4判200頁程度)

電子媒体: 報告書の電子データを収録したDVD-R 2セット

提出場所: 環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所

5. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権(以下「著作権等」という。)は、納品の完了をもって請負者から環境省に譲渡されたものとする。
- (2) 請負者は、自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物の中に請負者が権利を有する著作物等(以下「既存著作物」という。)が含まれている場合、その著作権は請負者に留保されるが、可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、無償で既存著作物の利用を許諾する。
- (4) 成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合、その著作権は第三者に留保されるが、請負者は可能な限り、環境省が第三者に二次利用することを許諾することを含めて、第三者から利用許諾を取得する。
- (5) 成果物納品の際には、第三者が二次利用できる箇所とできない箇所の区別がつくように留意するものとする。
- (6) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

6. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

- (1) 請負者は、請負業務の開始時に、請負業務に係る情報セキュリティ対策とその実施方法及び管理体制について環境省担当官に書面で提出すること。
- (2) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。

また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

- (3) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。
- (4) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。
- また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。
- (5) 請負者は、請負業務の終了時に、本業務で実施した情報セキュリティ対策を報告すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<https://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

7. その他

- (1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難しい事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。
- (2) 本仕様書に記載の業務の実施内容（人数・回数の増減を含む。）に変更が生じたときは、必要に応じて変更契約を行うものとする。

(3) 会議運営を含む業務

会議運営を含む業務にあつては、契約締結時におけるの国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成 12 年法律第 100 号）第 6 条第 1 項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という）の「会議運営」の判断の基準を満たすこと。

基本方針：<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>

(4) 検討会等における委嘱・会計手続きに係る押印等廃止の取扱いについて

電子化を進める政府方針に基づき、原則として、検討員等からの承諾書、請求書等の書面による提出、押印について廃止されるよう取り扱うこと。（書類の真正性の確保は、検討員等からのメールの電子保存等で対処するものとする。なお、慣例上、現金払いとして検討員等からの領収書、受取書を求める場合にあつても、押印ではなく本人サインによること。）

(参考)

「規制改革実施計画」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/publication/keikaku/200717/keikaku.pdf>

「「書面、押印、対面」を原則とした制度・慣行・意識の抜本的見直しに向けた共同宣言」

<https://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/kisei/imprint/document/200708document01.pdf>

「押印についての Q&A」（内閣府・法務省・経済産業省作成）

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00095.html

- (5) 本業務を行うに当たって、参加希望者は、必要に応じて「令和 5 年度国立公園利用

の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」及び「令和6年度国立公園利用の高付加価値化に向けた基本構想（やんばる国立公園）検討業務」に係る資料を、所定の手続きを経て環境省内で閲覧することを可能とする。

資料閲覧を希望する者は、以下の連絡先に予め連絡の上、訪問日時及び閲覧希望資料を調整すること。

連絡先：環境省九州地方環境事務所沖縄奄美自然環境事務所国立公園課
村山（TEL:098-836-6400）

1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、契約締結時における国等による環境物品等の調達に関する法律（平成12年法律第100号）第6条第1項の規定に基づき定められた環境物品等の調達の推進に関する基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。ただし、判断の基準を満たす印刷用紙の調達が困難な場合には、環境省担当官と協議し、了解を得た場合に限り、代替品の納入を認める。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます

この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.html>) を参考に適切な表示を行うこと。

2. 電子データの仕様

電子データの仕様については下記によるものとする。ただし、仕様書において、下記とは異なる仕様によるものとしている場合や、環境省担当官との協議により、下記とは異なる仕様で納品することとなった場合は、この限りでない。

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・プレゼンテーション資料；Microsoft 社 PowerPoint（ファイル形式は「Office2010（バージョン14）」以降で作成したもの）
- ・画像；PNG 形式又は JPEG 形式
- ・音声・動画；MP3 形式、MPEG2 形式 又は MPEG4 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式 (PDF/A-1、PDF/A-2 又は PDF1.7)」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 又は CD-R（以下「DVD-R 等」という。仕様書において、DVD-R 等以外の媒体が指定されている場合や、環境省担当官との協議により、DVD-R 等以外の媒体に格納することとなった場合は、この限りでない。）とする。業務実施年度及び契約件名等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

6 企画書作成事項

企画書は、以下の項目について、別紙様式に従い作成すること。

(1) 業務に対する理解度

本業務に対する理解度を審査するので、学びの森利活用計画の策定のために必要な条件を別紙様式Aに従い記述すること。

(2) 業務実施方法等の提案

以下の提案事項について、別紙様式Bに従い記述すること。

- ① 業務の骨子に記述した(1) 学びの森における望ましい体験の提供に必要な事項の整理及び(2) 学びの森において導入すべき事業等の検討について、業務の実施内容を具体的に提案すること。
- ② 業務の骨子に記述した(3) 学びの森利活用計画(案)の検討について、業務の実施方法を具体的に提案すること。
- ③ 業務の骨子に記述した(4) 民間提案の募集について、業務の実施方法を具体的に提案すること。
- ④ 業務の骨子に記述した(5) 推進実施体制の検討について、業務の実施方法を具体的に提案すること。

(3) 業務実施フロー

業務実施フローを別紙様式Cに従い記述すること。

(4) 業務実施体制

配置予定の管理技術者の経歴、手持ち業務等を別紙様式D-1に、業務の内容ごとの業務従事者の配置、役割分担等を別紙様式D-2に従い、記述すること。

(5) 業務実績

過去5年間における類似業務(自然公園等の自然豊かな地域に位置する公共施設・公有地等において、PFI等による民間参画・官民連携型の自然を活かした地域づくり等に関する計画策定等)の実績について、別紙様式Eに従い記述すること。

(6) 組織の環境マネジメントシステム認証取得等の状況

別紙様式Fに従い、事業者の経営における主たる事業所(以下「本社等」という。)でのISO14001、エコアクション21、エコステージ、エコ・ファースト制度、地方公共団体や国際非政府組織等による認証制度等の第三者による環境マネジメントシステム認証取得等の有無を記載し、有の場合は当該認証の名称を記載するとともに、証明書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認証期間中であること。

又は現在は認証期間中でないが過去に第三者による環境マネジメントシステム認証等を受けたことがあり、現在は本社等において自社等による環境マネジメントシステムを

設置、運営等している場合は、過去の認証及び現在の環境マネジメントシステムの名称を記載するとともに、過去の認証の証明書及び現在の環境マネジメントシステムの設置、運営等に係る規則等の写しを添付すること。

(7) 組織のワーク・ライフ・バランス等の推進に関する認定等取得状況

別紙様式Gに従い、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（以下「女性活躍推進法」という。）、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）、青少年の雇用の促進等に関する法律（以下「若者雇用推進法」という。）に基づく認定等（プラチナえるぼし認定、えるぼし認定等、プラチナくるみん認定、くるみん認定、トライくるみん認定、ユースエール認定）の有無を記載し、有の場合は当該認定等の名称を記載するとともに、認定通知書等の写しを添付すること。ただし、企画書提出時点において認定等の期間中であること。